

業務指示書

アフリカ地域アフリカにおける破壊的なデジタル技術にかかるオープンイノベーション情報収集・確認調査（科学技術イノベーション）（企画競争）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号) 第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：情報通信技術/科学技術イノベーション

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／科学技術イノベーション（1））】

- 1) 類似業務の経験：情報通信技術に関する調査研究
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 科学技術イノベーション（2）】

- 1) 類似業務の経験：情報通信技術に関する調査研究
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月30日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KES1 = 1.115570 円 , US\$1 = 112.201 円 , EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括／科学技術イノベーション（1）
- 科学技術イノベーション（2）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.00 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月13日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

アフリカ地域アフリカにおける破壊的なデジタル技術にかかるオープンイノベーション情報収集・確認調査（科学技術イノベーション）（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括ノ科学技術イノベーション（1）	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 科学技術イノベーション（2）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	11.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development: TICAD 以下、TICAD)はアフリカの開発をテーマとする国際会議として、1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画(UNDP)、アフリカ連合委員会(AUC)及び世界銀行と共同で開催されてきた。2016年8月27~28日には、ケニア・ナイロビにてTICAD6が開催された。同会議は初のアフリカ開催であり、日本からは安倍晋三内閣総理大臣が出席し、ケニヤッタ・ケニア大統領(開催国)、デビー・イトウノ・チャド共和国大統領(AU議長)と共に共同議長を務めた。¹先般、TICAD7が2019年8月28日から30日まで横浜にて開催されることが閣議決定された。また2018年10月6日及び7日、東京において閣僚級の準備会合(及びTICAD6のフォローアップ会合)が開催された。外務省(中東アフリカ局アフリカ部)は、TICAD7にかかる一連の会合において、事務局として、会議の運營業務全般を担っている。

発注者は、政府開発援助(ODA)の実施機関として、これまでTICAD会合で合意された行動計画の実施及びその各ステークホルダーによる推進を図ってきたほか、援助を実施する過程で導き出された成果、課題及び国際的なナレッジを、次期会合にフィードバックするべく、ナレッジの取りまとめ、国内外の関係機関への情報発信及び累次イベントの開催を行ってきた。

さて、昨今の国際潮流・情勢を俯瞰すると、アフリカを含む開発途上国の開発の様相を劇的に変えるかもしれない様々な事象が生まれている。第一に、新たなメガトレンドが認識されるようになった。例えば、デジタル技術の急速な進化や所謂開発途上国地域を巻込む全世界的拡大、アフリカを中心とする人口増加、特に若年層人口の増加に表される人口動態の変化、シェアリングエコノミーの浸透等、社会経済が全世界的に変容しつつある。第二に、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs 以下、SDGs)が採択された。SDGsは非常に高い目標が掲げられており、達成に必要な投資ニーズが約432兆円/年に対して、現在の公的投資額は約155兆円/年であり、約277兆円/年の投資ギャップが生じるという試算もある。このギャップを補填するためには、SDGs関連分野への民間投資の増加が期待されるが、現在の民間投資額は約100兆円/年に留まっており、さらなる民間投資の増加が期待されている。またSDGsにおいては”No one left behind(誰も取り残さない)”が重要と合意され、投資の増加や、上述のメガトレンドが、inclusiveな成長・発展を導くことが重要とされる。

かかる中、発注者を含む開発協力のアクターは、同じ投資額でより大きな成果を達

¹ 過去のTICADのテーマや成果については発注者web page (<https://www.jica.go.jp/africahiroba/ticad/>)を要参照。

成する、成果は同じでも必要な投資額を下げる、あるいはこれまで開発協力プレイヤーとは想定されなかったアクターの参加を促すための革新的な仕組みを構築する必要性を認識し、その達成のために科学・技術・イノベーション（Science, Technology and Innovation: STI 以下、STI）を注視している。中でも、特に人工知能、ビッグデータ、ブロックチェーン、IoT、フィンテック、ドローン等、これまでの事業を根本的に効率化し、これまで物理的にアクセスできないもの・事・人へのアクセスを可能にする「破壊的なデジタル技術」（下記注）の可能性に注目が集まっており、世銀を始めとする各開発アクターは、これらの技術を適用した案件の形成、実施に取り組みだしている。

発注者は、これらの背景を踏まえ、ODA 実施機関として TICAD7 の実施プロセスに貢献するべく、アフリカ部を事務局に STI タスクフォースを上げた。タスクフォースは以下 3 点を成果に、TICAD7 本会合をその時限として活動する予定である。

成果 1 : Raising Awareness: 開発のステークホルダー（途上国政府、民間企業、NGO、大学、地方自治体、日本政府等）が、アフリカの開発と発展に STI が不可欠であることを理解する

成果 2 : Consensus Building and Acceleration: STI をアフリカにおいて推進するための打出し案を取り纏め、既往・新規案件で取入れられるよう推進する

成果 3 : Resource Mobilization and Ecosystem: STI に係るアイデアや資金について、民間、NGO 等幅広いアクターを巻き込んだオープンイノベーションを実現する（含民間資金の活用）

（注）「破壊的な技術」（Disruptive Technology）とは、例えば、アフリカで固定回線電話の普及を待たずに携帯電話が普及したように、これまでの開発や技術普及のパターンに従わない（＝破壊的な）技術のこと。途上国開発における「破壊的な技術」の役割・期待については、例えば、世銀では以下のとおり定義：

Disruptive technologies can be defined as emerging technologies that result in a step change in the cost or access to products or services, or that dramatically change how we gather information, make products, or interact.

2. プロジェクトの概要

上記 1. の背景を踏まえ、科学技術イノベーション（STI）、特に破壊的なデジタル技術のアフリカの開発アプローチへの適用可能性について、下記 5.（1）の項目①～⑤に関する情報収集・分析を幅広く行うとともに、現地調査対象国（ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ナイジェリアの 4 カ国）及び日本国内にて、アイデアソンに代表される、オープンイノベーション（注）を実施し、上記 4 カ国における破壊的なデジタル技術を活用した案件の可能性を検証する。

これらの調査の結果、及び2019年8月に横浜にて開催予定のTICAD7において発表が想定されるSTI関連イニシアチブの内容を踏まえ、TICAD7以降のオープンイノベーションによるアフリカ開発へのSTI適用を促進すべく、ファイナルレポートを取りまとめるとともに、パンフレットを作成する。

(注) 本案件におけるオープンイノベーションとは、開発の多様なステークホルダー(途上国政府、民間企業、NGO、大学、地方自治体、日本政府等)の巻き込みと、社会課題解決にかかる対話/アイデア出しの仕組みを指す。

3. 業務の目的

本調査では、STIのうち特に破壊的なデジタル技術にかかるアフリカでの適用可能性を調査するとともに、当該技術を用い、機構以外の本邦およびアフリカの民間企業、政府、各種団体、学術機関等の持つ技術やアイデアをオープンイノベーションにより取り入れることで、アフリカ開発の課題解決を図る方法を検討することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、TICAD7に向けて、JICAアフリカ部を事務局に設立したSTIタスクフォース(JICA職員・専門員等30名強より構成)とともに、オープンイノベーションによるアフリカ開発へのSTI、特に破壊的なデジタル技術の適用可能性について検討を進めるべく、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務の最終成果品であるファイナルレポートには、下記項目①～⑦に関する調査結果、パンフレット原稿及びオープンイノベーション・サイドイベント報告書を含むものとする。

- ① 破壊的なデジタル技術を適用する案件を、オープンイノベーションを用いて形成する方法と、オープンイノベーションを実施する上での仕組み、留意点等
- ② オープンイノベーションで出てきたアイデアを日本企業が実施する際に必要とされる情報、支援策(アフリカ企業との連携、各種ファンドとの連携、資金支援、官民連携等)
- ③ 現地調査対象国(上記2.)及び日本の技術、人材、企業の水準、企業リスト、欧米諸国の企業の進出状況、欧米政府の自国企業への支援策

- ④ スタートアップ・ベンチャー企業（注）を支援する仕組み（政府、民間ファンド、市中銀行、ドナー等。現地における支援体制含む）、及び JICA の関与の可能性
- ⑤ それぞれの国の課題と解決可能な技術の分類、案件への提供方法、技術をフォローする仕組み等
- ⑥ 破壊的デジタル技術とアフリカの課題をオープンイノベーションでマッチングさせるうえで適切と考えられるプロセス及びその必要条件・制約条件
- ⑦ 本調査終了後に JICA が継続的にアイデアソンをアフリカで実施する場合の条件及び体制

（注）スタートアップ・ベンチャー企業とは、新たな技術やビジネスモデルの創出・適用により起業された企業のことを指す。スタートアップは、起業直後のために収入・収益が上がっていない段階のもの。ベンチャーは、スタートアップ期を経て、一定の収入・収益が増加・黒字に転じたものの、経営基盤が安定していない段階のものを指す。

- （2）オープンイノベーションの実施においては、以下の点に留意するものとする。
- ① テーマは、アフリカ開発において STI の活用が望まれる開発課題、アフリカの開発課題解決のために有力と考えられる革新的な技術の活用・ビジネスモデルの開発などから、受注者が提案し発注者が決定する。
 - ② テーマ設定は、1 回のオープンイノベーション毎に 1 つのテーマとする場合、複数のテーマをグループ毎に与える場合など、発注者と相談しつつ、テーマと参加者に応じて提案する。
 - ③ オープンイノベーションの実施方法は、アイデアソンなど一般に広く活用されている手法の中から、受注者が提案し発注者が決定する。
 - ④ 参加者は、政府機関関係者・民間企業・起業家・NGO・大学・地方自治体などを対象に公募する。また、発注者の職員・従業員が参加する場合がある。
 - ⑤ 受注者は、応募者の経歴・経験などに基づき適任者を選定し、参加者（案）及びグループ分けを作成する。参加者数は、応募状況にもよるが、概ね 4~5 名×3~4 グループ程度とする。
 - ⑥ 受注者は、テーマに関する参加者による活発な議論を喚起するための資料を作成・準備する。
 - ⑦ 1 回のオープンイノベーションは 3~4 時間程度とし、その枠内で、説明・議論・発表・総括を効率よく行う（日程を複数回に分けても良い）。イベントの進行・運営は、事前に受注者が案を作成し、発注者の了解の下、受注者が行う。
 - ⑧ オープンイノベーションの概略、進行、成果は、受注者が報告書（各開催ごとに和文・英文各 10 ページ程度）に取りまとめ、ファイナルレポートの別添

資料として添付する。

- ⑨ オープンイノベーションの実施費用、現地再委託の可否については、「第3 業務実施上の条件」の「5. 現地再委託」を参照のこと。

(3) パンフレット（英・仏・日各500部）は、オープンイノベーションによるアフリカ開発へのSTI活用推進に関するTICAD7以降のJICAの方針・イニシアチブの説明・理解を助けることを目的に作成し、関係者との会議やイベント開催時に配布する。

分量・仕様は、「JICAのアフリカ支援」（こちら↓よりダウンロード可、和文・英文・仏文あり）に準じ、A4版、中綴じ製本、8ページ、4色カラー印刷、再生上質紙、4色カラーコート表紙とし、同一内容にて和文・英文・仏文版を作成する。写真、図表、イラスト、事例などを使用し、簡潔で分かりやすい説明とする。

https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00000najg5-att/support_of_JICA_jp_QaE.pdf

(4) TICAD7（2019年8月横浜開催予定）においては、JICAが主催するサイドイベントに関連して、受注者は本調査業務として下記①～③の業務を行う。なお、サイドイベントの開催にかかる業務（会場確保・手配、登壇者招聘、参加者公募、通訳手配、資料準備（下記②を除く）、当日会場設定・参加者受付など）、TICAD7におけるイニシアチブの発表にかかる日本政府との連絡調整は発注者が行う。

- ① TICAD7サイドイベントの企画書（案）（日・英）の作成・提案（下記6.（3）の⑦）
- ② TICAD7サイドイベントでのプレゼンテーション・スライド（案）（日・英）の作成・提案（下記6.（5）の①）
- ③ 同サイドイベントへの参加、及び報告書（日・英）作成（下記6.（5）の①）

6. 業務の内容

（1）国内準備期間

下記①～④の通り、開発課題への破壊的なデジタル技術の適用に関する既存の報告書やデータベースなどから情報を収集・分析し、事例を整理するのみならず、同技術の適用により解決が期待される開発課題の整理、開発課題ごとの革新的な技術・知見等の活用による成功・失敗の要因・リスクを分析・整理し、現地調査のためのインセプションレポート（日・英）を作成するなど準備を行う。

- ① 後出の資料（「第3 業務実施上の条件」の「4. 配布資料／貸与資料」参照）に加え、過去の主要なJICA報告書、その他開発協力機関報告書や世界経済フォ

ーラム等のカタリストによる報告書、開発教訓集系データベース（Global Delivery Initiative、K-Developedia、Global Innovation Exchange 等々）を分析、STI タスクフォース担当者との意見交換、協議を通じ、破壊的なデジタル技術の活用により解決に至るであろう開発課題を可能な限りカテゴリー化し、成功要因と失敗のリスクを分析・整理する。

- ② 現地調査対象国（前記2.）のスタートアップ企業、ベンチャー企業、デジタル成長企業の状況をネットで調べ、リスト化するとともに、質問票を作成する。
- ③ 国際機関、民間企業（Corporate Venture Capital 含む）・官民各種基金・財団、大学などへの聞き取りや情報収集等を通じた協働可能性と前提条件の整理、分析を行う。
- ④ 現地調査対象国別（前記2.）、開発課題・技術分野別に、具体的な案件事例を一覧表に5ページ程度に取り纏める。併せて、表を説明する補足資料（パワーポイント）を作成し、インセプションレポート（日・英）を作成・提出する。

（2）現地調査期間1

- ① 上記インセプションレポートを基に、現地調査対象国（前記2.）の各 JICA 事務所、政府関係機関、援助国・機関と破壊的デジタル技術の適用化可能性について意見交換を行い、適用可能性にかかる技術的な課題分析を行う。併せて、各国の国別開発方針を踏まえ、当該技術によって新たに取り組みが可能になる課題を発注者とともに検討する。
- ② 対象国の当該技術に関するスタートアップ企業、ベンチャー企業、デジタル成長企業を調査し、業務内容、体制、財務状況等をリスト化するとともに、スタートアップ等のシード期～成長期の企業を支援する政府の仕組み、民間ファンド、ベンチャーキャピタル、銀行等の潜在的な投資家の有無と投資判断基準、インキュベーター、アクセラレーターの現状を調べる。
- ③ また、日本企業の進出を容易にする各種体制・制度の有無と内容、投資・法制度等の各種情報収集の方法、日系進出企業の有無、これらの企業とコンタクトが取れる場（Co-working Space 等）等を調べる。
- ④ 上記①で分析した課題を JICA 事務所、及び STI タスクフォースと協議（適宜テレビ会議を活用）し、これまで規模、効率性、複雑性の観点から従来の ODA 事業では解決が難しいと判断されていた課題をさらに具体化する。
- ⑤ 上記②の企業が持つ技術と日本企業の技術との融合による開発課題解決をテーマに、上記①援助国・機関及び上記②の企業・潜在的投資家等とのオープンイノベーションを、各国にて1回開催し、課題と技術のマッチングを図る。

- ⑥ 上記⑤のオープンイノベーション実施の結果を STI タスクフォースに随時共有し、マッチングの結果を取りまとめ、各国ごとのオープンイノベーション報告書を作成する（日・英：各 10 ページ程度）。

(3) 国内作業期間 1

- ① 現地調査結果をもとに、抽出された課題、技術を案件化する上での必要条件及び制約条件を検討する。併せて JICA 事業化するうえで必要とされる日本の技術と関連企業（地方（福岡、神戸、大阪、名古屋等の中核都市）の企業も含める）、大学等の学術機関をリストアップする。
- ② 上記①の企業、学術機関を案件形成に巻き込むオープンイノベーションの方法を検討する。その際、STI タスクフォースとも協力し、国内外のプラットフォームとの連携方策も併せて検討する。
- ③ 上記②の検討に基づき、アフリカの課題・技術を日本の企業や学術機関とマッチングさせるオープンイノベーションを東京で 1 回、福岡ないし神戸で 1 回実施し、特定の課題に取り組むことが適当と考えられる日本の技術と企業、団体群を特定する。地方のオープンイノベーションは、JICA の国内機関と協力して実施する。オープンイノベーション開催報告を作成する（日・英：各 10 ページ程度）
- ④ 上記③のオープンイノベーションから出てきたアイデアを実現する方策を、STI タスクフォースおよび JICA 関係部と検討する。既存案件への追加投入を行うケースも含めて、如何にすれば案件の形成につながるか、その考え方を可能な限り一般化し、標準的スクリーニング方法を表や図等を用いて取り纏める
- ⑤ 上記③のオープンイノベーションを実施する上での必要条件、制約条件、成功要因、失敗要因を分析し、オープンイノベーションを行うための手順、関係機関、JICA の役割等を分析、業務フローの提案を行う。
- ⑥ 上記（2）及び（3）で実施したオープンイノベーション及び調査結果をもとに、インテリムレポート（日・英）を作成し、STI タスクフォースからのコメントを受ける。同インテリムレポートでは以下の項目を検討・報告する。また、上記③で実施のオープンイノベーション開催報告を別添資料として添付する。
 - 破壊的デジタル技術とアフリカの課題をオープンイノベーションでマッチングさせるうえで適切と考えられるプロセス及びその必要条件・制約条件
 - 本調査終了後に JICA が継続的にアイデアソンをアフリカで実施する場合の条件及び体制
- ⑦ 上記⑥とともに、TICAD7 のサイドイベント（2019 年 8 月下旬、横浜開催予定）の企画書（案）（日・英）を作成し発注者に提案する（前記 5.（4）参照）。

- ⑧ 必要に応じ、上記（１）③の補足調査（国際機関、民間企業（Corporate Venture Capital 含む）・官民各種基金・財団、大学などへの聞き取りなど）を行う。

（４）現地調査期間２

- ① 上記（１）～（３）を通じ形成された事業アイデアをもとに、現地調査対象国（前記２．）の JICA 在外事務所と協議し、JICA が実施する案件として成立するようなプロジェクトのフレームを検討する。
- ② 上記①の内容を調査対象国の関連省庁と協議する、オープンイノベーションを再度開催する（回数は不問）などして、将来的な案件化の可能性を検証する。あるいは実施中案件における新たな協力手法としての可能性を検討する。
- ③ 上記（１）～（３）を通じ形成された事業アイデアのうち、我が国 ODA による実施が難しいと考えられるものについて、我が国以外の開発援助や国内外の民間資金・民間支援制度など、我が国 ODA 以外の資金リソースの活用により実施する可能性を検討する（これらの資金リソースに関する情報収集を含む）。
- ④ 日本の破壊的なデジタル技術をアフリカで展開することを目的に、調査対象国において、日本企業と現地の関連企業等とのマッチングを試みるとともに、本調査終了後もマッチングを継続できる仕組みを提案する。
- ⑤ なお、本調査は、2019 年 8 月上旬までに終了すること。

（５）国内作業期間２

- ① TICAD7 のサイドイベント（2019 年 8 月下旬、横浜開催予定）での発表（発表者は JICA 役職員）を想定し、下記⑤及び⑥の内容をプレゼンテーション・スライド（案）（日・英）にまとめて発注者に提案する。また、同サイドイベントに参加し、報告書（日・英）を作成する（サイドイベントの開催自体は発注者が行う）。（前記５．（４）参照）
- ② 上記（１）～（４）及び（５）①の結果をファイナルレポートに取り纏める。同レポートは表や図を用い、数値的な根拠等も併せて明示する。その際、上記５．①～⑦の項目を盛り込む。
- ③ STI を利用してのオープンイノベーションによる開発アプローチの可能性について、本調査終了後に、発注者がアフリカ各国政府や援助国・機関、民間企業などに説明するための広報資料（パンフレット、日・英・仏）を作成する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

また、特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

No.	レポート名	提出時期	部数
①	インセプションレポート（日・英）	2019年1月下旬	和文・英文： CD-R1部
②	インテリムレポート（日・英）、TICAD7 サイドイベント企画書（日・英）	2019年5月下旬	和文・英文： CD-R1部
③	TICAD7 サイドイベント・プレゼンテ ーションスライド（日・英）	2019年8月中旬	和文・英文： CD-R1部
④	ファイナルレポート（日・英）	2019年10月下旬	和文・英文：各50部、 CD-R 1部
⑤	パンフレット「JICA and STI in Africa」（仮称）（日・英・仏）	2019年10月下旬	和文・英文・仏文： 各500部、CD-R 1部
⑥	オープンイノベーション・サイドイ ベント報告書	随時	和文・英文：CD-R1部

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

- (1) 2019年8月28～30日に横浜にて開催予定のTICAD7のサイドイベントに業務従事者の参加が予定されており、その前後に関連業務も予定されている（前記6.（5））ので、同年8月上旬には現地調査2を終了し、国内作業2を開始すること。
- (2) 現地調査期間の制約については、下記6. を参照。

2. 業務量目途と業務従事者の構成

下記の通り。なお、MMの合計は15.0MMとする。

- (1) 総括／科学技術イノベーション(1)
- (2) 科学技術イノベーション(2)

3. 対象国の便宜供与 特になし

4. 配布資料／貸与資料

- (1) WDR 2016 : <http://www.worldbank.org/en/publication/wdr2016>
- (2) SDGs 達成のための ICT 利活用調査 :
<http://www.worldbank.org/en/publication/wdr2016>
- (3) JICA ICT and Development : <https://www.youtube.com/jicaictanddevelopment>

5. 再委託

現地調査対象国及び日本国内におけるオープンイノベーション実施にかかる関連業務（下記①～⑨）を、当該業務について経験・知見を豊富に有する業者に再委託して実施することを認める。下記①～⑨以外に再委託が必要な業務が発生する場合は、発注者と相談の上決定すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

- ① 会場確保・予約
- ② 参加者公募
- ③ 参加応募者の受付ウェブページ開設
- ④ 応募の受付
- ⑤ 機材・消耗品等の手配

- ⑥ 当日の会場設営・撤収、参加者来場受付
- ⑦ 当日の運営・進行補助
- ⑧ 会場機材借料及び参加者への謝金・交通費等の支払・精算

6. 安全管理他による渡航制限

- (1) ナイジェリアでは、2019年2月16日に大統領選挙が予定されており、この前後の時期の渡航は避けること。また、ラマダン（2019年5月上旬～同年6月上旬見込み）の時期には渡航制限がかかる可能性があるため留意が必要。ナイジェリアへの渡航前には、JICA安全管理部による渡航前ブリーフィングを受けること。
- (2) ルワンダでは、2019年4月7日～13日まで、ジェノサイド追悼週間が予定されており、この時期の渡航は避けること。

7. 見積りの分離

以下（1）の業務については、現時点で正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。なお、算出根拠についても概算で構わない。

- (1) 現地調査対象国及び日本国内におけるオープンイノベーション開催にかかる関連業務の再委託（上記5.）

8. その他留意事項

本業務においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

9. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

10. 適用する約款

本業務に係る契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

